

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月9日

横浜市契約事務受任者
教育次長

- 1 契約の概要
大正小学校スプリンクラー修理委託
- 2 履行（納品）場所
戸塚区原宿四丁目17番地1号 大正小学校
- 3 契約日
令和5年12月5日
- 4 履行期限
令和6年3月29日
- 5 契約金額
1,177,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市南区大岡3丁目16番8号
ヒドロ工業株式会社 代表取締役 石田 日出夫
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
学校運営において、児童の安全にかかわる支障が出ているとともに、近隣地域への砂塵被害の防止のために速やかな修理が必要であったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
既設スプリンクラーの電磁弁交換作業が伴い、設置業者しか対応できないため。
- 9 所管課
教育委員会事務局 教育施設課